検討部会様

町づくりの思想と方法 (その2)

2011年5月3日

法政大学法学部教授 五十嵐 敬喜

2011年4月24日の「町づくりの思想と方法(メモ)」に、現地調査や関係者の意見聴取を踏まえて更に次の事項を追加します。

第一 仮設住宅の建設方法について

現在仮設住宅の建設が急ピッチで進められていますが、これについて

- 1 建設について地元企業を優先して採用すること。この点については既に当局よりその旨通知されていることは承知していますが、その中には厳格な受注のための資格要件があり必ずしも十分に機能していません。資格要件のうち、「過去の実績」部分について更に規制緩和をはかり、また市町村が指名する地元企業・大工あるいは地元周辺の企業・大工を優先的に採用できるようにすること。
- 2 建設資材あるいは建設方法などについて一定の要件のもと地元の間伐材など地元資源を活用できるようにすること。
- 3 仮設住宅の入居対象者にたいして、仮設住宅の建設と取り壊しにかかる費用(約500万円)と同額の費用について、これを民間住宅の賃貸費用に充てるかあるいは自己住宅の建設費用に充てるか選択させ、その使途を自由とすること。

提案の理由

- 1 地元の雇用を促進する。
- 2 地元の経済に寄与する。
- 3 地元の住宅関連産業を活性化させる。
- 4 特に3の選択の可能性の保証は、被災者に自分の家の建設に自分が参加できるように するものであり、これは被災者に対して根源的な生きる力を与える。
- 5 高齢者の仮設住宅での生活は不自由を強い、期限後の生活の保証がなく、今後の豊か な未来を保証しない。

第二 震災特区での建築確認の取り扱いについて

今回検討委員だけでなく国民の多くが被災地の早急で有効な復興のために従来の法律や 運用に関するルールについて、撤廃を求め、当該自治体が復興にふさわしい手法を採用で きるようにするため、何らかの意味での『特区』を設定することを提案し、私もこれに同 意し、特区内ルールについていくつかの提案を行った。この提案に更に次の提案を加える。

1 現行建築基準法第 6 条の『建築確認制度』を市町村の『建築許可制度』に変更すること。

提案の理由

現在被災地では危険区域での建築を防止し、将来の町づくりに適合されるため一定の『建築制限』を実施している。しかし、この制限はあくまで臨時的なものであり無期限ではなく、自治体の町づくりの基本方針の策定などと同時に解除されるとなっている。しかし、この町づくり基本方針などは行政の目標を示すものに過ぎず、個々人の所有権に基づく建築の自由を拘束するものではなく、現行の建築確認制度によれば、その計画が現行法に適合していれば、たとえこの基本方針に違反していても建築を認めなければならない。これは自治体の町づくりを根底から否認するものになる。そこでこのような各人の建築行為が、この町づくりの基本方針と適合するか否かを自治体が独自に自由に判断できるように『建築許可性』を導入し、その整合性を図る必要性がある。

第三 被災者生活再建支援法について

生活再建支援法について「総合的な生活保障の確保」という条項を新設すること。

提案の理由

前回指摘したようにこの法律によれば、政府が保証する支援の最大値は「300万円」の 現金支給である。しかし、今回の被災者はこれでは生活できない。現金以外の物的な支給 を含めて総合的な支援体制を法制化する必要がある。

第四 一括交付金の交付について

復興支援のため自治体に対し、使途を制限しない一括交付金を支給すること。

提案の理由

被災地の被害は多様であり、復興方法もその時期もそれぞれに異なっている。そこでこれに対応するためには使途を限定しないで自治体の自由な裁量に基づき使用可能となる「一括交付金」が必要である。